

宮医発第 1533 号  
令和 2 年 12 月 2 日

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会  
会 長 佐 藤 和 宏  
( 公 印 省 略 )

令和 2 年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の  
診療・検査体制確保事業について（注意喚起）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて標記事業につきましては、特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。宮医発第 1345 号（令和 2 年 11 月 5 日付）でもお伝えしましたが、以下の点を再度ご連絡致しますので、貴会管下医療機関の先生方へご連絡のほど、宜しくお願い致します。

ご協力頂いた医療機関が後で不利な扱いを受けないためにも、宜しく申し上げます。

#### 記

- ( 1 ) このスキームは、発熱患者を受け入れる体制への助成金であり、時間的、空間的に一般の患者と分離することを求めています。従って、お一人で診察されている医療機関では、現実問題として一日多くても 2 時間程度が上限と考えられます。一日、7 時間という届けで行っている場合は、後でいわゆる 1/2 ルールの適応となり、査定される可能性も否定できません。宮医発第 1345 号を再度ご確認ください。なお、複数人で診察を行っている場合や、午後は発熱外来のみを行う場合は、この限りではなく、個々の診療所の事情によります。また、診療・検査対応時間を変更する際は G-MIS にて変更していただくことが可能となっております。
- ( 2 ) このスキームは、発熱患者を診る事の体制整備に関するものであり、検体採取や検査まで行うことは、必須ではありません。ただし、検体採取や検査について、依頼する地域外来検査センターや他院等からの紹介患者を受け入れる診療検査医療機関（県の指定を受けた）との連携体制がとれていることが必要です。もちろん、自院で検体採取や検査まで行う場合は、指定の対象となります。この点も宮医発第 1345 号をご確認ください。